

(2)

最高裁判所裁判官国民審査公報

東京都選挙管理委員会



最高裁判所判事
はやし みち はる



最高裁判所判事
岡村和美



最高裁判所判事
三浦 みうら 守まもる



最高裁判所判事
くさ の こう
草野耕一 いち

略
七

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

東京都選挙管理委員会

昭和五五年 五七年	四年四月 五月	司法修習生 同級監理局長 静岡地裁所長 東京高裁法務部 最高裁判官	校を経て、東京大学法科 東京都生まれ、同所で就学 現、筑波大学附属脳科学 院研究員
二二一年八月 二二年七月 二五年三月 二六年九月	四年四月 五月	最高裁判官 東京高裁法務部 最高裁判官	司法修習生 同級監理局長 静岡地裁所長 東京高裁法務部 最高裁判官
二二一年八月 二二年七月 二五年三月 二六年九月	四年四月 五月	最高裁判官 東京高裁法務部 最高裁判官	司法修習生 同級監理局長 静岡地裁所長 東京高裁法務部 最高裁判官
二二一年八月 二二年七月 二五年三月 二六年九月	四年四月 五月	最高裁判官 東京高裁法務部 最高裁判官	司法修習生 同級監理局長 静岡地裁所長 東京高裁法務部 最高裁判官
二二一年八月 二二年七月 二五年三月 二六年九月	四年四月 五月	最高裁判官 東京高裁法務部 最高裁判官	司法修習生 同級監理局長 静岡地裁所長 東京高裁法務部 最高裁判官

昭和五六年	四月	司法修業監修 第一東京弁護士会)
平成	五八年 四月	弁護士登録
元年 三月	米国ニヨリ一ヶ月間弁護士登録	
一二年 五月	候任に任命され、その後、法務省法務局国際課長、法務省大臣官房監修官、最高検察官視委員会議事局長、情報総括官、最高検察官府議事局議事務課長、法務省人事課長、法務省人事課長	
令和	元年一〇月	最高裁判所判事
		課程修了。
最高裁判所において開示した重要な裁判		
一 令和二年一月二日 第一小法廷判決		
二 参議院（比例代表選出議員の議員資格分配規定の違憲問題が生ずる程度の著し く不平等状態にあつたことは、同規定は憲法二四一条一項等に違反 するものではないとした）全員一致 裁判長）		
二 令和二年一月二日 八日 大法廷判決		
三 令和二年一月二日 五日 大法廷判決		
四 参議院選舉区通行の参議院議員通常選舉當時、公職選舉法の 間における投票箱偽造の不正行為を憲法の違憲問題が生ずる程度の著し く不平等状態にあつたことは、同規定は憲法二四一条一項等に違反 するものではないとした（多数意見）		
五 令和二年一月二日 第一小法廷決定		
六 市長が市公團内に公有地にて施設を所有 する一般社団法人に対する同記録表示の敷地の使用料を全額免除し た行為は、憲法二〇三条一項の禁止する宗教的活動に該当すると した多数意見		
六 令和三年六月二日 三日 大法廷決定		
七 妻婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称する とすると夫婦の二四一条及び二四二条の夫を妻姓の夫婦の記載 事項と定めた二四二条七号、夫の各規定は憲法二四一条に違反 して無効であるとはいえない」と、夫婦の氏に関する法制度につ いては、国民の様々な意見や社会の状況の変化 等を十分に踏まえた真摯な論識がされることを期待するとした （多数意見）		
八 法律問題としての心構え		
裁判官としての心構え		
裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事とし て、日々、重大な責任感を抱いております。この大切な課題について、行政機関の 勤務経験が多様化した現代の日本では、解決が難い紛争が増 え、また、社会の複雑化、科学技術の進展等とともに新しい 問題が多様化しているのです。この新たな課題について、行政機関の 勤務経験これまでの課題を生きかね、解決を多角的にとらえ論點を 深く検討する」を心得けて、より妥当な判断に至りたいと思 えております。		
これらも、公正な裁決のために、努力を続けてまいります。		

昭和五年三月 東京工業大学法学部卒業、四月司法修習生
平成二年五月 弁護士登録第一東京弁護士会
平成六年四月 西村あさひ法律事務所（当時の名称「西村ときわ法律事務所」）代表パートナ
一九年 二五年 東京大学大学院法学政治学系研究科客員教授
二六年 東京大学大学院法学政治学系研究科客員教授
二七年 ハーバード大学法学院客員教授
二八年 東京工業大学博士（法学）
最高裁判所において開示した主要な裁判
令和元年九月二日～三日 漁業権に基づく漁獲防護手続請求判決
を認容した原判決が破棄された多数意見書に賛同しつつ大要
以下の如き意見を述べた。（新規利権主義化の便化は（①権利
侵害を除去するため必要とする費用が除する事によつて回避
できる損害を免れること）によって回避されるべきである）
（被る損害を含む）が全額償被され得ての場合は、別段の事由
がない限り、権利侵害の法理によって特權されるべきである）
二、令和元年九月八日第一小法廷判決判決
運送会社の従業員（トラック運転手）が被害中に起つた交
通事故に關して当該運送会社が被害者に代て賃金を支払つた
場合には賃金の全部又は一部を社会に対し求償意見を付せ
た。（求償意見の被請求者が大手立場上場企業であり、請求者が同社
従事者の被請求者として立場上場企業であり、賃金の大半
を負担すべきであり、全額を負担する場合もあるであろう。）
なぜならば、賃金の支払いを當該運送会社の私的の負担とす
る（法廷意見を述べたうえで大要以下を補足意見を得て付
した。）（求償意見の被請求者が大手立場上場企業であり、
請求者が同社従事者の被請求者として立場上場企業であり、賃金の大半
を負担すべきであり、全額を負担する場合もある）
（タトゥーの施術を行つてこの医師法違反ではなくないとする
法廷意見を述べた）（内閣の内閣法違反ではなくないとする
法廷意見を行つてこの医師法違反ではなくとするリスクを自己の選
好に応じて調整する事が可能だからである）
三、令和元年九月八日 第一小法廷決定（裁判長）
業者としてタトゥーの施術を行つてこの医師法違反ではなくとする
かが争点でした。内閣の内閣法違反ではなくないとする
財務省による当該会社最終的に利益権利体である同社の株主は
分散投資を行つてこの医師法違反ではなくないとする
（タトゥーの施術が行為にあるたるという解釈をとればダメ
トウの施術が業者として行つ者は本邦から消失する事が高
い。しかしながら、本邦からタトゥーの施術を可能めるのが
少なくないことに考へると）（公私空間におけるタトゥーの露
出の施術に対する需要のもの否否定すべきはわればなく、その
ような需要が満たされることのない社会が強制的に作り出すよ
うな法解釈を行うことは福利の最大化といふ立法の理念に反
している）
四、その他の主要な裁判
（一）第一回八日大法廷法解釈及び選択的夫婦別氏制を採用しない現
行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和元年三月一日大
法廷決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。
裁判官としての心得
法の解釈が異なる人々の行動が変わり、人々の行動が変わ
ることを心に刻み、微かながら、豊かで豊富な社会の形成に
ば社会に貢献ができます。司法には常に豊富な社会的働きがあ
ります。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

Digitized by srujanika@gmail.com

- 103 -

(3) 令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

東京都選挙管理委員会



最高裁判所判事
わた なべ えり
渡邊恵理子



裁判所判事
なみ りょう すけ
昭和三二年四月一九日生



最高裁判所判事
ながみねやすまさ

昭和五八年	三月	福島県、新潟県で育つ宮城県第一高等農業学校(当時)卒業
平成六年	四月	東北大法学部卒業
平成六年	六月	ワシントン州立大学博士号修了(L.L.M.)
令和四年	九月	海外法律事務所勤務
令和四年	十月	弁護士登録取消
同年一月	二月	司法試験合格
同年一月	二月	公認会計士登録(東京公認会計士会)
同年一月	九月	弁護士登録(第一東京弁護士会)
一六年四月	九月	慶應義塾法科大学院教授
一九年四月	九月	内閣府民年金事務監理委員会委員
一九年四月	十月	日本税理士会会員(監査委員)
元年二月	一月	司法試験参考委員(経済法)
二年九月	九月	国立人文科学研究所人文学系研究室
三年七月	七月	最高裁判所判事

略歴 最高裁判所判事
安浪亮介 やすなみ りょうすけ
昭和三三年四月一九日生

最高裁判所判事
長嶺安政

二二年 八月 外務省國際法局長
二四年 九月 駐オランダ特命全權大使
二五年 七月 外務省
二八年 七月 駐大韓民國特命全權大使
元年 一〇月 駐英國特命全權大使
三年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和三年六月二三日 大法廷決定

投票日 10月31日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで

- ・期日前投票期間 10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで
 - ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。
詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせなどで確認ください。)

※新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、
期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

投票日 10月31日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

- ・期日前投票期間 10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。
詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

※新型コロナウィルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、
期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

投票方法

「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。

- 小選挙区選出議員選挙 → 「候補者名」を記載
- 比例代表選出議員選挙 → 「政党名」を記載

特例郵便等投票

※新型コロナウィルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている
有権者は特例郵便等投票が利用できます。

投票用紙の請求期限 10月27日(水) 午後5時まで
投票用紙の請求先 区市町村選挙管理委員会

特例郵便等投票の対象者

衆議院議員選挙の有権者で、投票用紙の請求の時点で、以下の外出自粛期間・隔離等措置
期間が10月20日(水)から10月31日(日)までの期間にかかると見込まれる方

- 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方（但し、濃厚接触者は対象外）
- 検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設に収容されている方
(特例郵便等投票の対象者及び投票方法については、東京都選挙管理委員会の特設ホームページ
ページでご確認いただき、お住まいの区市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

特例郵便等投票のご案内：<https://www.r3syuugiinsen1.metro.tokyo.lg.jp/>

選挙管理委員会が実施する新型コロナウィルス感染症対策

- 投票所・期日前投票所にはアルコール消毒液を配置
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的な換気
- 記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は定期的に消毒